

2月NEWS

【1】税制情報

先月に引き続き平成30年度税制改正の大綱の内、法人課税の所得拡大促進税制の改組について記載いたします。

① 所得拡大促進税制の改組（大法人向け）

- ・青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合、下記の要件を満たすことにより、法人税額から下記の税務控除を受けることができる制度です。
- ・適用時期 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度

○要件

	現 行	改 正
I 賃金要件	① 適用年度の雇用者給与等支給額 \geq 平成24年度の雇用者給与等支給額 \times 適用年度に応じた割合	削除
	② 適用年度の雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額	削除
	③ 適用年度の1人当たり平均給与 \geq 前期の1人当たり平均給与等支給額 \times 102%	適用年度の1人当たり平均給与 \geq 前期の1人当たり平均給与等支給額 \times <u>103%（3%増加）</u>
II 設備投資要件		<u>適用年度の国内設備投資額\geq適用年度の減価償却費の総額\times90%</u>
III 教育訓練要件		<u>教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合\geq20%</u>

○税額控除

要件I・IIを満たす場合

(適用年度の雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額) \times 15%

要件I・II・IIIの全てを満たす場合

(適用年度の雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額) \times 20%

※控除額の上限は、いずれの場合も当期法人税額の20%です。

② 所得拡大促進税制の改組（中小法人向け）

○要件

	現 行	改 正
要件Ⅰ	① 適用年度の雇用者給与等支給額 \geq 平成24年度の雇用者給与等支給額 $\times 103\%$	削除
	② 適用年度の雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額	削除
	③ 適用年度の1人当たり平均給与 \geq 前期の1人当たり平均給与等支給額	適用年度の1人当たり平均給与 \geq 前期の1人当たり平均給与等支給額 \times <u>101.5% (1.5%増加)</u>
要件Ⅱ		適用年度の1人当たり平均給与 \geq 前期の1人当たり平均給与等支給額 \times <u>102.5% (2.5%増加)</u>
要件Ⅲ	次のいずれかの要件を満たす <ul style="list-style-type: none"> 適用年度の教育訓練費の額\geq前期の教育訓練費の額$\times 110\%$ (10%増加) 適用年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと 	

○税額控除

要件Ⅰを満たす場合

(適用年度の雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額) $\times 15\%$

要件Ⅱ・Ⅲを満たす場合

(適用年度の雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額) $\times 25\%$

※控除額の上限は、いずれの場合も当期法人税額の20%です。

《継続雇用者の範囲の見直し》

今回の改正により平均給与等支給額の計算の基礎となる「継続雇用者」の範囲に見直しが行われました。大綱における「継続雇用者」は、「当期と前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のもの」とされています。

現行の「継続雇用者」は前期に中途入社したものや当期に退職したものが含まれていましたが、これらの者が除外されることとなります。また、「一定のもの」とは、一般被保険者が含まれ、継続雇用制度対象者が含まれないことを指しており、この点につきましては現行と同様です。

なお、「継続雇用者」がない場合には要件Ⅰは満たさないこととなります。

【2】2月の主な税務

2月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
2月13日	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	12月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	6月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の3月・6月・9月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）

【3】スタッフの一言

今年も早いもので1ヶ月が過ぎました。1月も終わりましたが、日に日に寒さが増しているような気がします。年末調整、法定調書等がひとまず終わりましたが、これから確定申告の時期を迎えます。現在インフルエンザが流行していますので、体調には十分気を付けて下さい。

浦川